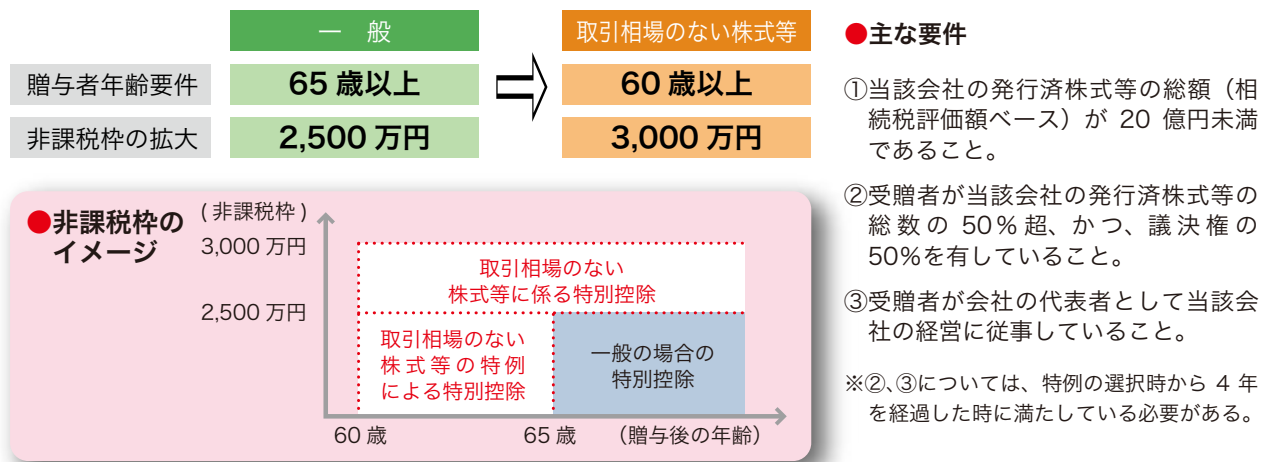


相続時精算課税制度

中小企業の早期かつ計画的な事業継承を支援します。

事業継承をするために贈与者（親）から贈与を受けた取引相場のない株式等については、相続時精算課税制度に係る贈与者年齢要件を 60 歳に引き下げるとともに、非課税枠を 3,000 万円に引き上げます。 ※平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの贈与について適用します。

《取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設》



※この特例を選択した場合には贈与者（親）の相続が発生した時に相続税の課税価格の計算の特例は適用できません。